

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットで申告書を作成していただきます。

会場

船橋税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

船橋市東船橋5-7-7

最寄り駅

JR総武線 東船橋駅 徒歩14分

京成本線 船橋競馬場駅 徒歩17分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から

3月2日(日)の相談・受付(申告書作成会場)

会場 船橋税務署 [\(案内図\)](#)

所在地 船橋市東船橋5-7-7

最寄り駅 JR総武線 東船橋駅 徒歩14分

京成本線 船橋競馬場駅 徒歩17分

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談 午前9時から

※ 日曜日は多くの方が来場されます。会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。詳しくは、[以下をご覧ください。](#)
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」](#)
- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター千葉西分室(〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1-520)へ送付していただきますようお願いいたします。

その他

- 上記開設期間の前でも相談(※)を受け付けております。
※ 不動産や金地金を売却して譲渡所得の申告をする方、財産をもらって贈与税の申告をする方の相談は、LINEによる事前予約が必要です。
- 税務署内の駐車場は、令和7年1月から3月までの期間にご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。
税務署の近隣店舗の駐車場も利用できませんので、ご来署の際は公共交通機関等をご利用ください。
なお、お体の不自由な方におかれましては、係の者にお申出ください。